

平成 25 年 2 月 18 日

**次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」
をお持ちの方は直ちに使用を中止してください。**

下記（写真）の首からぶら下げるタイプの携帯型空間除菌剤によって化学熱傷を起こす事故が発生しております。該当製品をお持ちの方は、直ちに使用を止めてください。

1. 製品について

(1) 製品名

空間除菌剤「ウイルスプロテクター」



(2) 製品に関する事業者

- ア 発売元 株式会社ダイトクコーポレーション
- イ 輸入元 ERA Japan 株式会社

2. 事故情報について

(1) 重大事故等

表 消費者安全法により通知された重大事故等

事故発生日	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県
平成 25 年 2月2日	重症1名	除菌剤(プレート型)を首から下げて幼児を抱っこしていたところ、幼児の胸部が体幹接触皮膚炎の重症。	千葉県

※ 消費者安全法第 12 条第 1 項の規定に基づく通知内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因を確定したものではありません。

(2) 重大事故等以外

ア 自治体からの情報

<事例 1>

母親が友人から通販で購入した空間除菌を謳う、ウイルスプロテクターをもらい、子供の首にかけて利用したところ、胸にやけどのような赤い跡が出来て水疱になった。

(平成 25 年 2 月発生 男性 10 歳未満)

<事例 2>

インフルエンザに効くとある首から下げるカードをポケットに入れていたところ、大腿部にやけどを負った。情報提供したい。

(平成 25 年 2 月発生 男性 10 歳代)

イ 医療機関からの情報

医療機関から、3 例のウイルスプロテクターによる化学熱傷の報告があります。

<事例 1>

腹部にⅡ度のやけど。衣服の上から密着。洋服は脱色。数時間密着か。汗をかいた。

(女性 50 歳代)

<事例 2>

腹部にⅡ度のやけど。衣類の上から、かけていた。

(男性 40 歳代)

<事例 3>

肌着の上からつけた。子どもを抱っこしていたら穴の空いたほうが皮膚側になっていたようだ。3 時間位たったらひりひりした。

(女性 30 歳代)

3. 化学熱傷について

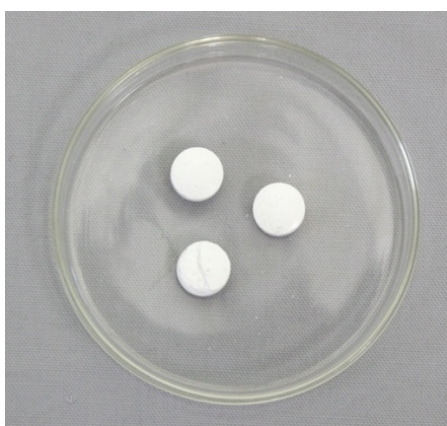
(1) 化学熱傷とは

化学熱傷とは化学物質による皮膚・粘膜の損傷です。多くは化学物質そのものによる細胞の障害や、二次的に生じる発熱作用などによって局所の炎症や組織壊死が引き起こされます。

(2) 使用している薬剤の液性の確認

製品の中には、不織布に包まれた錠剤が入っています。錠剤に水を含ませると、pH試験紙で強酸性を示したことから、皮膚に刺激があることが推測されます。

(3) 刺激性の確認



① 使用されている薬剤を豚肉に接触させる。

② 60分後にたんぱく質の変性がみられた。

以上のことから、錠剤の成分が皮膚に傷害を与えることが推測されます。

(協力：国民生活センター)

(4) 化学熱傷になった場合の処置

症状は、普通のかぶれ（通常数日後に発症）と違って、使用してから数時間で起こることが特徴です。症状もかぶれのかゆみではなく、やけどをした時の比較的強いヒリヒリした感じです。

除菌剤が当たっていた皮膚が赤くなっていたら、まず微温湯でしっかり洗い流し、早めに皮膚科を受診してください。

(情報提供：日本臨床皮膚科医会)

4. この商品をお持ちの方の問合せ先

株式会社ダイトクコーポレーション
電話 0120-988-030

本資料に関する問合せ先
消費者庁消費者安全課 河岡、小原
TEL : 03(3507)9137 (直通)
FAX : 03(3507)9290
HP : <http://www.caa.go.jp/>